

監査委員公表第524号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年3月30日

大分県監査委員 米 濱 光 郎
大分県監査委員 姫 野 邦 子
大分県監査委員 田 中 利 明子
大分県監査委員 平 岩 純 子

第1 監査の概要

1 監査の対象

暖房用燃料の流出事故に係る財産管理事務

2 監査の実施

盲学校について、平成24年2月24日に実施した。

3 監査の主眼

暖房用燃料流出事故発生の原因、それに伴う損害の状況等を主眼として監査を実施した。

第2 監査の結果

下表に示すとおり、指摘事項が1件認められた。注意事項はなかった。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

①違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの

②故意又は重大な過失が認められるもの

③事務処理等が著しく適正を欠くもの

④著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

①違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの

②過失が認められるもの

③事務処理等が適正を欠くもの

④経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

監査対象機関	監査結果
(教育機関)	
盲学校	暖房用ボイラーの運転において、燃料地下配管の腐食により、長年にわたり大量の重油が流出し、その結果、拡散防止及び復旧工事等が必要となり、多額の損害が発生している事例が認められた。

2 注意事項

なし。

